

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十七号を、令和八年一月二十
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十七号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三十四条において準
用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により、令和八年二月八
日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり告示す
る。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史
徳島県選挙管理委員会委員室

一 場 所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
二 日 時 令和八年二月十日 午前十一時